

水資源機構 令和3年度・第2回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年1月21日(金) 機構本社会議室 (WEB会議)	
委員	栗田 誠 (大学教授) 篠原焔夫 (弁護士) 中村好男 (大学名誉教授) 鈴木靖 (県代表監査委員) 田中規夫 (大学院教授)	
審査対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
抽出案件	総件数	6 件 (備考)
工事	一般競争入札	2 件
	公募型指名競争入札	0 件
	通常指名競争入札	1 件
	随意契約	0 件
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件
	標準プロポーザル	0 件
	一般競争入札	1 件
	通常指名競争入札	1 件
	随意契約 (競争性のある)	0 件
	随意契約 (特命随意契約)	0 件
	補償契約	1 件

1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

(1) 一般競争入札 (工事)

【朝霞水路2号沈砂池外耐震補強工事】

意見・質問	回答
・技術点評価調書、入札状況調書の作成日はいつか。	・技術点評価調書は開札前日の6月23日に作成しました。入札状況調書は、開札日である6月24日に入札金額等を入力しましたが、低入札価格調査対象となったことから、低入札価格調査が完了し、落札者が決定した7月27日に最終的に作成しました。
・開札日が当初予定の5月20日から、6月24日になったのはなぜか。	・配布していた資料のうち数量総括表と見積考資料に不一致が確認されたことから、開札日を延期しました。
・企業の技術力の評価項目が周辺環境対策と防犯、安全対策となっているが、それほど重要か疑問である。工事技術的難易度評価表にある構造物条件、技術特性、自然条件等に関わる技術評価は必要ないのか。	・送水先である東京都水源の4割以上を秋ヶ瀬取水堰施設が賄っており、その原水供給施設として沈砂池施設の周辺について、東京都浄水場同様にセンサー等のセキュリティ対策を行っています。本工事ではフェンス撤去によるセンサー切断を伴う進入路も複数あり、令和3年から5年間の長期にわたる工事です。施設の重要性から東京都より防犯対策への特段の配慮も求められており、周辺環境対策と防犯、安全対策も重要な要素として技術提案を求めるとしました。

<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価について、技術提案1項目毎に2点、1点、0点の3段階で評価し、それを2.5倍して技術点を算出するのではなく、最初から1項目5点満点で評価する方が適切にきめ細かく評価できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に評価の判断が明確な3段階評価としていますが、場合によっては5段階評価も可能としています。
<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項の低入札価格調査の資料において、落札者とならなかった最高評価者の低入札価格重点調査の実施概要や、業者名、入札価格等についての情報がないのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格重点調査は、ヒアリングの実施内容について実施事務所では整理していますが、本報告では実際に低入札価格調査で落札となった案件を報告させています。
<ul style="list-style-type: none"> ・最高評価者が低入札価格重点調査において、関係資料の未提出やヒアリングによる追加資料提出の要求に応じなかった理由は何か。また、資料の未提出によって入札が無効となることを最高評価者に通告をしたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出すべき資料が存在しないこと等により未提出となりました。資料の未提出による入札を無効にすることについては、入札説明書により明示しています。なお、最高評価者に対しては、次順位者を落札決定する際に、資料の未提出及び未提出により積算内容の合理的かつ現実的なことが確認できないため、無効とした旨通知しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・水路の耐震補強で鋼管を中に入れる工事だが、送水の容量が狭まる様に思われるが、問題ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既にあった施設を有効活用して中に管を挿入する工法ですが、送水量自体は問題なく送れます。

(2) 一般競争入札 (工事)

【弥富揚水機場都市用水3号ポンプ外整備工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプを設置した業者は荏原製作所か。設置した業者以外が修理等の入札に参加する可能性はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプを設置した業者は荏原製作所です。工事の品質確保に係るリスクを考慮し、設置業者又は設置業者の関連会社、子会社以外の者が当該入札に参加する可能性はほとんどないと考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・仮にポンプを設置した業者が廃業や企業再編により技術が継承されていない場合には、機構としてはどのように対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に技術が継承されなければ設備の整備等は困難となり、設備の状態を把握しながら適切な時期に全面的な更新を検討することになると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争参加資格確認資料等と入札書を同時提出する方式は、どのような意味があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正が発生しにくい入札契約手続の取組として実施しています。入札書と技術資料を同時に提出することにより、技術評価点の漏洩防止が図られ、また、予定価格の作成を入札書提出後に行うこととしており、予定価格の漏洩防止となります。

<p>・機器関連は本件の様に一者応札が多いのか。複数者が参加したくなるような発注方式はないのか。</p>	<p>・本工事同様に、設備の納入業者が保有する技術がなければ工事の施工が困難な工事においては、一者応札となる傾向にあります。これまで競争参加資格要件の緩和等、一者応札の改善を試みてきましたが、これ以上の入札契約手続きの改善は困難であるため、今後は参加者の有無を確認する公募の手続きでの発注を予定しています。</p>
<p>・弥富揚水機場に設置している8つのポンプの製造会社及びこれまでの整備工事の実施会社はどこか。</p>	<p>・製造会社は8つのポンプ全て荏原製作所です。整備工事は、平成23年度以前は連結子会社の(株)荏原由倉ハイドロテックが実施し、これ以降は荏原製作所が実施しています。</p>
<p>・ポンプの整備サイクルについて、都市用水1号及び3号ポンプのみ5年と短い理由は何か。また、令和元年度と2年度とも荏原製作所が落札しているのか。また、落札率はどの程度か。</p>	<p>・都市用水ポンプについては、使用電力量の少ない電動機を使用している1号及び3号ポンプを通常時に使用しており、他のポンプの運転時間に比べ運転時間が長くなっているためです。令和元年度及び令和2年度とも荏原製作所が落札しており、落札率は令和元年度が96.2%、令和2年度が97.7%です。</p>
<p>・参加者の有無を確認する公募の手続きについて、特定者以外が参加する事例はあるのか。</p>	<p>・特定者以外が参加することはほぼないと思われます。</p>
<p>・危機管理上、機器の更新を計画的に行い、完全に壊れる前に早めに更新するよう実施していくことになるのか。</p>	<p>・その様に考えています。基本的なところは直営で見えるようにして、規模が大きな整備は業者の力が必要ですので、技術が継承されていないような状況になった場合は、全面的な更新を検討することになると考えられます。</p>

(3) 指名競争入札 (工事)

【利根大堰施設等維持管理工事】

意見・質問	回答
<p>・一般競争入札から指名競争入札への移行に際し、同種工事の要件をなくしたよう見えるが、指名競争入札へ移行できる要件変更にならないのか。</p>	<p>・指名業者選定条件としたその他の工事には除草工が含まれていますので、選定された35者全てについて除草工の実績があり、要件を変更したことになりません。</p>
<p>・一般競争入札に参加申請した業者は指名されているのか。</p>	<p>・指名業者の選定条件に適合しているため、指名しています。</p>
<p>・業者は長大な用水路の管理を全て請け負うのはリスクが大きいのではないか。除草や清掃だけを発注して、補修は緊急随契等に対応するといった方法はできないのか。</p>	<p>・本工事は用水路の管理を全て含むものではなく、また、構造物補修は開水路の目地補修など部分的かつ軽微なものです。また、緊急的な補修が必要となった場合は対応可能か受注者と協議した上で実施することにしていきます。受注者が対応できない場合は、別途発注等による対応を考えています。</p>

<p>・指名業者35者のうち、1者しか応札していないが、辞退理由は何か。また、この1者と当初の一般競争入札で参加申請した1者は同じ業者か。</p>	<p>・技術者及び作業員を確保できないことが辞退理由の一つと思われます。指名競争入札で応札した1者は、一般競争入札で申請した1者と同じ業者です。</p>
<p>・一般競争入札において参加申請した1者が、参加資格無しとなったのは、参加資格の要件を満たすことを証明する書類提出をしなかったことが原因なのか。</p>	<p>・そのとおりです。確認したところ、参加資格の要件を満たす実績は持っていましたが、要件を満たす実績とは関係のない実績の資料を提出したことが原因となります。</p>

(4) 一般競争入札（建設コンサルタント等）【令和3年度味噌川ダム流量観測業務】

意見・質問	回答
<p>・基礎資料を得るための流量観測であるのに、通年で行わなくて良いのか。</p>	<p>・調査地点の河床は比較的安定した状況であり、過年度観測結果からも大きな変動は見られない状況から、コスト縮減等も勘案し通年での観測までは必要ないと判断しています。なお、河床変動等が確認された場合は、調査回数を変更するなどの対応を予定しています。</p>
<p>・価格点に上限を設定するのはどのような考え方によるのか。価格点と技術点が1：1という落札者決定方式に反することにならないか。技術点が34点であるから、価格点の配分を100点とし、上限を34点とすることが適切ではないのか。</p>	<p>・低入札対策の観点から建設コンサルタント業務については、価格点の配分の40%を上限としています。1：1の割合は、「価格点の配分34点」：「技術点34点」としております。また、令和3年4月から低入札対策として、履行確実性評価型総合評価落札方式を導入したことにより、価格点の上限は廃止しています。</p>
<p>・洪水規模が激甚化しており、高水観測はより安全性が求められるが、企業評価の際に何か取り入れているか。</p>	<p>・本業務は高度な安全性が求められる業務ではないことから、総合評価の簡易型として、同種業務の実績と測量等業務成績評定点で評定しています。</p>
<p>・入札を辞退した業者の理由は何か。また、落札率が100%になった要因は何か</p>	<p>・入札辞退の理由は、申請書提出後に業務多忙により技術者の確保が困難となったことが要因と聞き取りしています。落札者は前年度の同じ業務を受注しており、また、過年度の予定価格、積算内訳書等は情報公開していることなどから、予定価格に近い積算を行うことは比較的容易ではないかと考えています。</p>

(5) 指名競争入札（建設コンサルタント等）【北総東部用水事業計画概略検討業務】

意見・質問	回答
<p>・業務概要に「既往業務の成果を元に」との記載あるが、誰がこれまで実施した業務なのか。</p>	<p>・既往業務としては、機構がこれまでに実施した施設保全計画作成や耐震照査等の業務となります。</p>
<p>・一般競争入札における辞退者は指名競争入札の指名業者に含まれるのか。</p>	<p>・辞退の理由が、配置予定技術者が別の業務を受注し本業務に配置できなくなったことによるため、指名業者には含んでいません。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・落札率 100%の要因は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容から、歩掛を見積りし公表、通知して入札していることから、業者が100%の積算を行うことは可能と思われます。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札が不調となったことから、業者からは利益が出づらい業務に見えると思われるが、積算上、見直す必要は無いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩掛見積を徴取し積算しているため、見直す必要は無いと考えます。一方、業務内容は特殊性があると思いますので、仕様書の作成において、より具体的、丁寧に記載するなど、必要に応じて改善を図りたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札から指名競争入札に移行しているが、競争参加資格の条件が変更されているようにも見えるが、問題ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札では同種、類似業務の実績があることも条件に付していましたが、指名競争入札においても TECRIS 等での業者選定では同種、類似業務の実績がある者を選定していることから、条件は変更していません。

(6) 補償契約

【道路安全対策工事土地取得等補償費】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両通行経路の一部だけ拡幅する意味があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から工事区域までの工事用車両通行経路のうち、工事用車両と路線バス含む一般車両を安全にすれ違いさせるため、現県道の道路幅員狭隘部のみを拡幅したものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・写真を見ると、収益価値のない雑種地について、宅地見込地として評価しているが適切なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の評価の基本原則としては、不動産の効用が最高度に発揮される可能性に最も富む使用を前提として把握される価格を標準として形成されるものであり、補償額の算定にあたっては、この考え方にに基づき行っています。農家住宅、一般住宅、農地の混在する周辺の利用状況を鑑みて、本件においては、補償対象地の最有効使用を宅地見込地と評価したものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・792番5を取得する必要性が分かりにくい。また、前払と精算払の間が短く、前払の必要性が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・792番5については、工事計画上、道路排水路に該当する土地であったことから取得したものです。前払については、売主は契約書第4条第1項に基づき前払金を請求することができ、また同条第2項に基づき土地の引渡及び所有権移転登記完了後に精算金を請求することができます。今回の事案では、法務局における登記事務処理が短期間で完了したことにより、結果的に前払と精算払の間が短くなりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・取得対象用地の地目が水田となっているが、転用に伴い当該水田における灌漑施設への影響はなかったのか。また、減歩による水稻の減収補償はどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得対象地について公簿地目は田であるが、現況は田として使用されていません。

2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 敷根 康文 (内線 2321)